

令和8年度 第1回生活支援・介護予防体制整備推進協議会 議事録

日 時 令和8年7月23日（木）10:00～11:45

場 所 刈谷市役所 1階 101会議室

出席者：

区 分	所 属	名 前
生活支援コーディネーター (SC)	刈谷富士松地域包括支援センター	小林加奈
	刈谷雁が音地域包括支援センター	宇佐美めぐみ
	刈谷中部地域包括支援センター	倉川叔子
	刈谷中央地域包括支援センター	神谷友貴
	刈谷依佐美地域包括支援センター	後藤雅浩
	刈谷朝日地域包括支援センター	清水玲
	ちょこっとささえあいセンター	加藤康子
各種団体を代表する者（民間企業・ NPO法人・協同組合・ボランティア）	刈谷商工会議所	岡田行永（欠席）
	トヨタ車体株式会社	松田由美
	刈谷市療養士連絡会	岩丸陽彦
	かりや愛知中央生活協同組合	林孝志
	刈谷市民ボランティア活動センター	近藤義夫
民生委員	刈谷市民生委員	早川とし子
社会福祉協議会の職員（社会福祉法人）	刈谷市社会福祉協議会	梅本秀之
その他市長が認める者	愛知教育大学	酒井蘭名
アドバイザー	障害者福祉施設サンサン大府	塚本鋭裕

1 議 題

（1）推進協議会長の互選

（2）ちょこっとささえあい事業の進捗について（事務局より説明）

発言委員等	意 見
委員	・ サポーターの意欲を維持することが重要である。登録後に辞める人の割合についてどうか。
委員	・ 転居や体調不良等による退会者は、3年間で10人未満と少ない。一方、登録後に活動していない人は一定数いる。
委員	・ 支え合いが発展し、センターや金銭を介さず、地域住民同士で自然に助け合う関係となることも望ましい。サポーターと利用者が直接やり取りすることを推奨してよいか。
委員	・ 事業をきっかけに知り合いや友人となり、地域のつながりが広がること自体は望ましい。
事務局	・ 利用者には、無償よりも対価を支払う方が頼みやすいという意見が多い。 ・ センターを介さない個人的な依頼は、保険の対象外となり、材料費や事故等のトラブル時に責任関係が不明確となるため、原則としてセンターを通すよう案内している。
会長	・ 制度によって新たな人間関係が生まれた後、地域の自主的な支え合いへどう発展させるかが次の課題になると述べた。 ・ 将来的な高齢化や退会を考えると、継続的なサポーター確保が必要である。企業や大学での周知・説明会を具体的にどのように進めていくことを考え

発言委員等	意見
	ているか。
委員	・ 商業施設へのチラシ設置、地域の集まりや企業・団体への出張説明会等を検討している。開催要望があれば積極的に出向きたい。
委員	・ 大学全体や学年単位での実施は学内調整が必要であるが、関心のある学生を募って説明会を開催することは可能性があるため、大学に確認したい。
事務局	・ 説明会は参加者がゼロの回もあった。人数を集めること自体よりも、支え合いに関心のある少人数を大切に、継続的に活動できる人につなぐことが重要である。
アドバイザー	・ 3年間で市内全域に仕組みを広げ、丁寧に体制を構築した点は高く評価できる。 ・ 利用希望時に対応できなければ、その後の利用意向が失われる可能性があるため、利用者1人に対し複数のサポーターを確保する安定的な仕組みが重要である。 ・ 無償の近隣助け合いと、有償で安心して依頼できる仕組みは、双方が選択肢として存在してよい。 ・ 地域の自主的な支え合いへつなげるには、当面は公的・組織的な支援を継続し、地域の力を段階的に育てる必要がある。

(3) 生活支援コーディネーターと認知症地域支援推進員の一体化について (事務局より説明)

発言委員等	意見
会長	・ 認知症の人の地域参加には、本人や地域住民の偏見が障壁となることもある。実際に地域活動へつないだ事例があるか。
委員	・ 認知症があり、家から一度曲がる範囲であれば移動できる、編み物が得意な女性の事例を紹介。近隣の体操団体に編み物をしながら同じ場に参加できないか相談したが、受入れを断られてしまった。今は別の集まりで受入れが得られ、曲がり角まで参加者が同行する仕組みを調整している。 ・ 認知症だから全てできないと捉えるのではなく、本人がどこまでできるかを具体的に確認し、受入れ側にも柔軟に考えてもらうことが重要である。
会長	・ 地域資源を認知症の人にも活用できるよう調整するには、生活支援コーディネーターと認知症地域支援推進員を分けずに取り組み意義が大きいと述べた。
委員	・ 認知症を特別扱いするのではなく、「認知症がある一人の地域住民」として捉えるべきであり、支援をあえて分ける必要はないと考える。
事務局	・ 現状、認知症地域支援推進員は他業務との兼務等により、推進員業務に十分集中できない課題がある。アンケート、ヒアリング及び先進地調査を通じて実態と課題を整理する。
アドバイザー	・ 地域包括支援センターの職員は個別支援も担っており、地域づくりを丁寧に進めにくい面がある。専従的な職員配置により補完する考え方は妥当である。 ・ 生活支援と認知症支援は、サロンと認知症カフェのように目的が異なる部分もあるが、地域づくりという観点で一人の担当者が両方を担うことは試みる価値がある。 ・ 一体化後は実施状況を継続的に評価し、役割分担や効果を検証することが重要である。

(4) 地域資源の把握及び高齢者の通いの場・介護予防の推進について（事務局より説明）

発言委員等	意見
会長	- 過去に市が作成した体操が、カセットテープ等で長年継続されている地域もある。地域に根付く仕組みを長期的に育てる視点が必要である。 - 地域包括支援センターが窓口やサロン活動で把握している運動のニーズはあるか。
委員	- 運動に関する問い合わせは多くないが、運動が大切だと思いながら、機会や場所がなく実行できていない人は多いと感じる。 - 本人や家族が「運動したい＝デイサービス」と考える場合が多い。本人の状態を見極め、地域の集まりで対応できるかを検討しているが、結果的にデイサービスへつながる例が多い。
委員	- 本人や家族が送迎、運動、交流をまとめて受けられるデイサービスを希望する傾向は強い。 - 一方、生活支援コーディネーターがサロンへ同行し、顔つなぎを行うことで参加者が増えた事例もあり、地域活動への接続支援を今後も強化したい。
アドバイザー	- 補助金の目的に介護予防が含まれるため、サロン活動に短時間の体操を取り入れることは健康増進の観点から意義がある。 - 会話や趣味中心のサロンでも、活動の冒頭に体操を取り入れることで介護予防の付加価値が生まれる。 - 通えなくなった人の理由を把握し、身体機能低下や認知症の兆候があれば、地域包括支援センターや専門職につなぐことが重要である。 - サロンとデイサービスを二者択一とせず、必要に応じて両方とのつながりを維持することが望ましい。 - 移動手段も地域資源として一体的に考え、通いの場へのアクセスを支援する必要がある。自宅で映像を見ながら運動する等、多様な選択肢も用意するとよい。

(5) 生活機能特化型リハビリテーション事業について（事務局より説明）

発言委員等	意見
会長	- 紹介された映像は、3か月の事業直後ではなく、終了からさらに3か月後の状態であり、改善した生活が維持されている点に本事業の大きな意義がある。 - 各委員の企業、団体、大学が所有するスペースの活用可能性について教えてほしい。
委員	- 社会福祉協議会には「ひまわり」という高齢者の交流施設があり、団体の目的や登録要件を満たせば利用できる可能性がある。 - 利用には代表者や連絡先の設定等が必要であり、サロン団体にとって負担となる場合がある。
委員	- 企業内の会議室は従業員利用が中心で、外部利用は難しい。 - グラウンドは無料で貸出可能な場合があるが、申込時期や抽選等の条件がある。体育館は社内スポーツチームの利用が優先される。
委員	- 地域貢献に取り組んでおり、事業所等の開放可能性はあるが、事業の対象、利用方法、継続性等の情報が不足しており、現時点で判断は難しい。 - 施設提供を申し出た場合、その後の手順はどうすればいいか。
事務局	市が利用可能な場所の情報を把握し、場所を探している団体や事業者へ情

発言委員等	意見
	報提供する。 ・ 利用条件、料金、予約、事故対応等は、原則として施設所有者と利用団体・法人が直接調整する。市が全ての契約やトラブル対応を担う仕組みではない。
委員	・ 大学施設は、授業、部活動及び学内行事が優先される。体育館やグラウンドは利用可能な場合があるが、空き状況に左右される。空き教室等についても、条件により貸出できる可能性がある。
アドバイザー	・ 本事業は愛知県内でも先進的な取組であり、要支援段階やフレイル状態の高齢者を悪化させず、従前の生活へ戻す効果が確認できている。 ・ 今後は年齢層による効果の違いも含め、継続的に評価し、関係者間で共有することが重要である。 ・ 活動場所については、企業施設だけでなく、社会福祉法人の地域貢献事業として、介護・障害福祉施設の会議室やホールを活用することも考えられる。 ・ 複数地域で会場を確保すると参加しやすくなるが、移動手段も併せて検討する必要がある。
アドバイザー (総括)	・ ちょこっとささえあいセンターを地域住民の支え合い意識を広げる起点として、今後も進捗を確認する必要がある。 ・ サロン補助金等を通じ、活動団体が介護予防・健康づくりをより意識できる仕組みを検討するとよい。 ・ 生活機能特化型リハビリテーション事業は、関係者が評価を丁寧に共有し、実績を蓄積することを期待する。

(6) その他

発言委員等	意見
事務局	・ 次回の協議会は、令和9年2月10日(水) 午前10時から、刈谷市役所7階701会議室で開催予定である。 ・ 会議資料は開催日の1～2週間前を目途に送付する。